

令和元年第4回（12月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第149号	上越市町家交流館高田小町条例の一部改正について	文化振興課	1～3
議案第150号	上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部改正について	交通政策課	4～5
議案第159号	上越文化会館条例の一部改正について	文化振興課	6～8
議案第160号	高田城三重 ^{やぐら} 櫓条例の一部改正について		9～10
議案第161号	坂口記念館条例の一部改正について		11～12
議案第162号	小川未明文学館条例の一部改正について		13
議案第163号	上越市ミュゼ雪小町条例の一部改正について		14～15
議案第164号	上越市高田まちかど交流館（旧第四銀行高田支店）条例の一部改正について		16
議案第238号	指定管理者の指定について		17～19
議案第134号	令和元年度上越市一般会計補正予算（第4号）		20

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 4 9 号
提 出 課	文化振興課

上越市町家交流館高田小町条例の一部改正について

1 改正理由

町家交流館高田小町の施設の一部に、今年度、本町6丁目地内の高田世界館前で整備を進めている広場を加えた上で、これらを一体的に管理していくために必要な事項を定めるほか、施設の使用料の額について、受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げに伴う改定を行うもの

2 改正内容

- (1) 町家交流館高田小町の施設に広場を加える。(第3条関係)
- (2) 広場の利用時間は、全日とし、広場を無休とする。(第4条、第5条関係)
- (3) 広場は、特に必要と認めるときは、占用して利用させることができることとする。(第8条関係)
- (4) 広場の使用料は、無料とする。(別表関係)
- (5) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
ギャラリー1	290円	240円
ギャラリー2	180円	150円
交流サロン	180円	150円
和室1（8畳）	150円	120円
和室2（15畳）	180円	150円
多目的ホール	520円	430円

- (6) (5)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

次に掲げる改正に応じ、次に定める日

- (1) 2(5)及び(6)の改正 公布の日
- (2) 2(1)から(4)までの改正 令和2年3月20日

4 参考資料

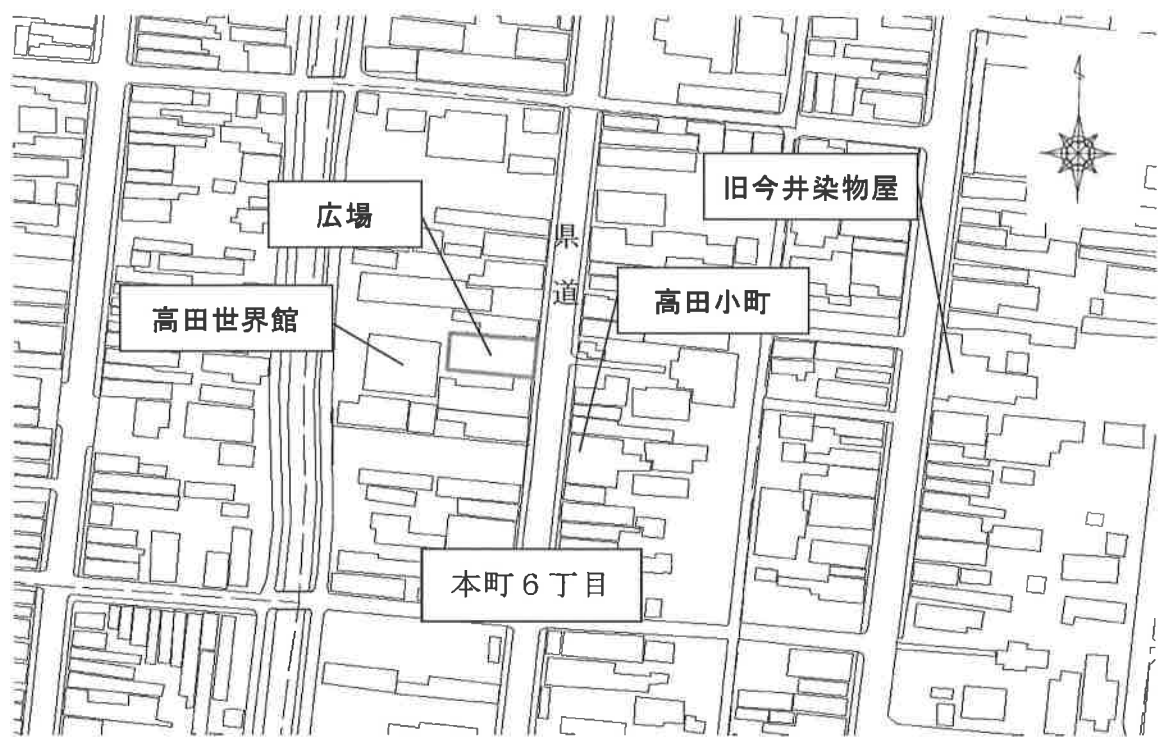
町家交流館高田小町広場位置図及び整備イメージ図 別紙のとおり

5 上越市町家交流館高田小町条例改正案新旧対照表

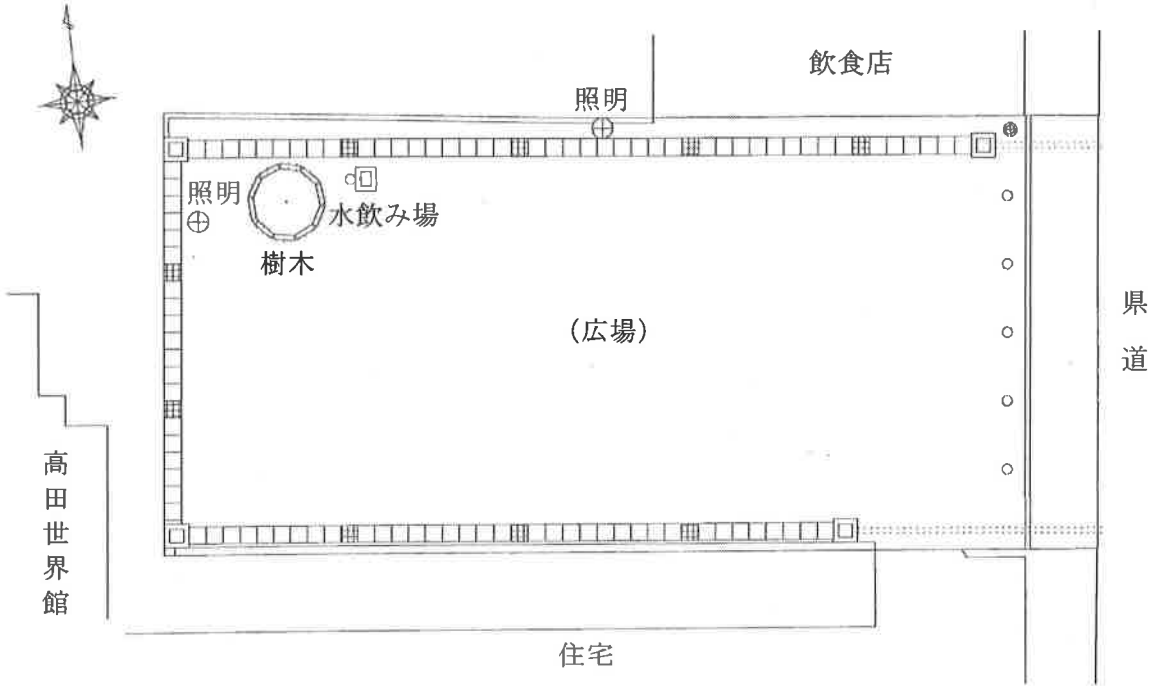
(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前																														
<p>(施設) 第3条 略 (1)~(4) 略 <u>(5) 広場</u> <u>(6) 略</u> (利用時間) 第4条 高田小町の利用時間は、<u>次のとおり</u> _____とする。ただし、市長が 必要と認めるときは、これを変更するこ とができる。 <u>(1) 広場 全日</u> <u>(2) その他の施設 午前9時から午後10</u> <u>時まで</u> (追加) (休館日) 第5条 高田小町の休館日は、次のとおりと する。<u>ただし、広場は、無休とする。</u> (1)及び(2) 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と</u> <u>認めるときは、同項に規定する休館日を変</u> <u>更することができる。</u> (追加) (利用の特例) 第8条 市長は、特に必要と認めるときは、 交流サロン<u>及び広場</u>を占有して利用させる ことができる。 2及び3 略 別表(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギャラリー1</td> <td style="text-align: center;"><u>290円</u></td> </tr> <tr> <td>ギャラリー2</td> <td style="text-align: center;"><u>180円</u></td> </tr> <tr> <td>交流サロン</td> <td style="text-align: center;"><u>180円</u></td> </tr> <tr> <td>和室1(8 畳)</td> <td style="text-align: center;"><u>150円</u></td> </tr> <tr> <td>和室2(15 畳)</td> <td style="text-align: center;"><u>180円</u></td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: center;"><u>520円</u></td> </tr> <tr> <td>広場</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加) 備考 略</p>	施設名	使用料 (1時間につき)	ギャラリー1	<u>290円</u>	ギャラリー2	<u>180円</u>	交流サロン	<u>180円</u>	和室1(8 畳)	<u>150円</u>	和室2(15 畳)	<u>180円</u>	多目的ホール	<u>520円</u>	広場	無料	<p>(施設) 第3条 略 (1)~(4) 略 <u>(5) 略</u> (利用時間) 第4条 高田小町の利用時間は、<u>午前9時か</u> <u>ら午後10時まで</u>とする。ただし、市長が 必要と認めるときは、これを変更するこ とができる。 (休館日) 第5条 高田小町の休館日は、次のとおりと する。<u>ただし、市長が必要と認めるとき</u> <u>は、これを変更することができる。</u> (1)及び(2) 略 (利用の特例) 第8条 市長は、特に必要と認めるときは、 交流サロン_____を占有して利用させる ことができる。 2及び3 略 別表(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギャラリー1</td> <td style="text-align: center;"><u>240円</u></td> </tr> <tr> <td>ギャラリー2</td> <td style="text-align: center;"><u>150円</u></td> </tr> <tr> <td>交流サロン</td> <td style="text-align: center;"><u>150円</u></td> </tr> <tr> <td>和室1(8 畳)</td> <td style="text-align: center;"><u>120円</u></td> </tr> <tr> <td>和室2(15 畳)</td> <td style="text-align: center;"><u>150円</u></td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: center;"><u>430円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	施設名	使用料 (1時間につき)	ギャラリー1	<u>240円</u>	ギャラリー2	<u>150円</u>	交流サロン	<u>150円</u>	和室1(8 畳)	<u>120円</u>	和室2(15 畳)	<u>150円</u>	多目的ホール	<u>430円</u>
施設名	使用料 (1時間につき)																														
ギャラリー1	<u>290円</u>																														
ギャラリー2	<u>180円</u>																														
交流サロン	<u>180円</u>																														
和室1(8 畳)	<u>150円</u>																														
和室2(15 畳)	<u>180円</u>																														
多目的ホール	<u>520円</u>																														
広場	無料																														
施設名	使用料 (1時間につき)																														
ギャラリー1	<u>240円</u>																														
ギャラリー2	<u>150円</u>																														
交流サロン	<u>150円</u>																														
和室1(8 畳)	<u>120円</u>																														
和室2(15 畳)	<u>150円</u>																														
多目的ホール	<u>430円</u>																														

町家交流館高田小町広場 位置図



整備イメージ図



所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第150号
提 出 課	交通政策課

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部改正について

1 改正理由

上越妙高駅周辺地区における企業進出の状況等にあわせ、奨励金交付の対象となる区域から同駅の西側区域及び同駅自由通路北側区域を除くもの

2 改正内容

- (1) 商業地区のうち新幹線の軌道の西側区域及び同駅自由通路北側区域を奨励金の交付の対象となる区域から削る。(第3条関係)
- (2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後に申請がある対象事業者の認定について適用し、同日前に申請があった対象事業者の認定については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)
- (3) この条例の施行の際現に改正前の上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例(以下「改正前条例」という。)第3条第1項の規定により対象事業者の認定を受けている者であって、奨励金の交付を受けているものに関する対象事業者の認定の取消し及び交付した奨励金の全部又は一部の返納については、改正前条例第3条第1項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有することとする。(附則第3項関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

4 上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(対象事業者の認定) 第3条 略 (1) 略 ア 略 イ <u>商業地区のうち新幹線の軌道の東側区域に新設する施設等であって、当該区域に存する土地の使用収益開始日のうち最後の日から5年を経過する日までに事業の用に供するものであること。</u>	(対象事業者の認定) 第3条 略 (1) 略 ア 略 イ <u>次に掲げる施設等を新設する駅周辺地区の区域の区分に応じ、それぞれ次に定める日から5年を経過する日までに事業の用に供するものであること。</u> (7) <u>商業地区のうち新幹線の軌道の東側区域</u> 当該区域に存する土地の使用収益開始日のうち最後の日

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>ウ 略 (2) 略 2 及び 3 略</p>	<p><u>(4) 商業地区のうち新幹線の軌道の西側区域 当該区域に存する土地の使用収益開始日のうち最後の日</u></p> <p><u>(7) 駅自由通路北側区域 当該区域の供用開始の日</u></p> <p>ウ 略 (2) 略 2 及び 3 略</p>

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第159号
提出課	文化振興課

上越文化会館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

室名	制限員	上限額							
		改定後				現行			
		午前 (9:00~ 12:00)	午後 (1:00~ 5:00)	夜間 (6:00 ~ 10:00)	全日 (午前 9:00~ 午後 10:00)	午前 (9:00~ 12:00)	午後 (1:00~ 5:00)	夜間 (6:00 ~ 10:00)	全日 (午前 9:00~ 午後 10:00)
大ホール (平日)	指 管 者 定 め る 員	25,670 円	42,780 円	61,120 円	119,780 円	25,200 円	42,000 円	60,000 円	117,600 円
大ホール (土祝日)		33,620 円	55,620 円	79,450 円	155,840 円	33,000 円	54,600 円	78,000 円	153,000 円
中ホール (平日)	"	6,730 円	9,780 円	13,450 円	27,500 円	6,600 円	9,600 円	13,200 円	27,000 円
中ホール (土祝日)		9,170 円	12,840 円	17,730 円	36,670 円	9,000 円	12,600 円	17,400 円	36,000 円
第1楽屋	"	1,230 円	1,740 円	1,740 円	4,280 円	1,200 円	1,700 円	1,700 円	4,200 円
第2楽屋	"	920 円	1,430 円	1,430 円	3,370 円	900 円	1,400 円	1,400 円	3,300 円
第3楽屋	"	820 円	1,020 円	1,020 円	2,450 円	800 円	1,000 円	1,000 円	2,400 円
第4楽屋	"	720 円	920 円	920 円	2,140 円	700 円	900 円	900 円	2,100 円

第 5 楽屋	〃	720 円	920 円	920 円	2,140 円	700 円	900 円	900 円	2,100 円
楽屋 事務 室	〃	820 円	1,020 円	1,020 円	2,450 円	800 円	1,000 円	1,000 円	2,400 円
リハ ーサ ル室	〃	2,350 円	3,470 円	3,470 円	8,360 円	2,300 円	3,400 円	3,400 円	8,200 円
大会 議室	〃	6,320 円	8,250 円	8,250 円	20,780 円	6,200 円	8,100 円	8,100 円	20,400 円
中会 議室	〃	3,570 円	4,690 円	4,690 円	11,820 円	3,500 円	4,600 円	4,600 円	11,600 円
小会 議室	〃	2,140 円	2,750 円	2,750 円	6,930 円	2,100 円	2,700 円	2,700 円	6,800 円
和室	〃	3,370 円	4,280 円	4,280 円	11,000 円	3,300 円	4,200 円	4,200 円	10,800 円
屋外展示場	1日 4,890円					1日 4,800円			
附属設備	規則で定める額					規則で定める額			
広場	区 分	単 位		上限額					
				改定後	現 行				
	行商その他これらに類するもの	1日1平方メートル		50円	50円				
	業として行う写真撮影	1日		110円	100円				
	業として行う映画撮影	1時間		3,060円	3,000円				
	興行	1日1平方メートル		20円	20円				
集会、展示会その他これらに類する催し	1日1平方メートル		10円	10円					

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日 公布の日

4 上越文化会館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案					改正前						
別表(第20条関係)					別表(第20条関係)						
室名	制限人員	上限額				室名	制限人員	上限額			
		午前 (9:00 ~ 12:00)	午後 (1:00 ~ 5:00)	夜間 (6:00 ~ 10:00)	全日 (午前 9:00~午 後10:00)			午前 (9:00 ~ 12:00)	午後 (1:00 ~ 5:00)	夜間 (6:00 ~ 10:00)	全日 (午前 9:00~午 後10:00)
大ホール(平日)	指定管理者の定める人員	25,670円	42,780円	61,120円	119,780円	大ホール(平日)	指定管理者の定める人員	25,200円	42,000円	60,000円	117,600円
大ホール(土日祝日)	指定管理者の定める人員	33,620円	55,620円	79,450円	155,840円	大ホール(土日祝日)	指定管理者の定める人員	33,000円	54,600円	78,000円	153,000円
中ホール(平日)	"	6,730円	9,780円	13,450円	27,500円	中ホール(平日)	"	6,600円	9,600円	13,200円	27,000円
中ホール(土日祝日)	"	9,170円	12,840円	17,730円	36,670円	中ホール(土日祝日)	"	9,000円	12,600円	17,400円	36,000円
第1楽屋	"	1,230円	1,740円	1,740円	4,280円	第1楽屋	"	1,200円	1,700円	1,700円	4,200円
第2楽屋	"	920円	1,430円	1,430円	3,370円	第2楽屋	"	900円	1,400円	1,400円	3,300円
第3楽屋	"	820円	1,020円	1,020円	2,450円	第3楽屋	"	800円	1,000円	1,000円	2,400円
第4楽屋	"	720円	920円	920円	2,140円	第4楽屋	"	700円	900円	900円	2,100円
第5楽屋	"	720円	920円	920円	2,140円	第5楽屋	"	700円	900円	900円	2,100円
楽屋事務室	"	820円	1,020円	1,020円	2,450円	楽屋事務室	"	800円	1,000円	1,000円	2,400円
リハール室	"	2,350円	3,470円	3,470円	8,360円	リハール室	"	2,300円	3,400円	3,400円	8,200円
大会議室	"	6,320円	8,250円	8,250円	20,780円	大会議室	"	6,200円	8,100円	8,100円	20,400円
中会議室	"	3,570円	4,690円	4,690円	11,820円	中会議室	"	3,500円	4,600円	4,600円	11,600円
小会議室	"	2,140円	2,750円	2,750円	6,930円	小会議室	"	2,100円	2,700円	2,700円	6,800円
和室	"	3,370円	4,280円	4,280円	11,000円	和室	"	3,300円	4,200円	4,200円	10,800円
屋外展示場		1日 4,890円				屋外展示場		1日 4,800円			
附属設備		規則で定める額				附属設備		規則で定める額			
広場		区分	単位	上限額		広場		区分	単位	上限額	
		行商その他これらに類するもの	1日1平方メートル	50円				行商、その他これらに類するもの	1日1平方メートル	50円	
		業として行う写真撮影	1日	110円				業として行う写真撮影	1日	100円	
		業として行う映画撮影	1時間	3,060円				業として行う映画撮影	1時間	3,000円	
興行		1日1平方メートル	20円		興行		1日1平方メートル	20円			
		集会、展示会その他これらに類する催し	1日1平方メートル	10円			集会、展示会、その他これらに類する催し	1日1平方メートル	10円		
備考 略					備考 略						

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第160号
提 出 課	文化振興課

高田城三重^{やぐら} 条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の入館料を次のように改定する。(別表関係)

個人・団体の別 区 分	改定後		現 行	
	個 人	団 体	個 人	団 体
一般	310円	1人につき 160円	300円	1人につき 150円
高校生 中学生 小学生	160円	1人につき 80円	150円	1人につき 70円

備考 上越市立歴史博物館条例第7条第1項に規定する観覧料を同時に納付する場合には、改定後の個人の入館料が「310円」とあるのは「230円」と、「160円」とあるのは「120円」とする。

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 高田城三重^{やぐら} 条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)		
個人・団体の別 区 分	個 人	団 体 (20人以上の団体)	個人・団体の別 区 分	個 人	団 体 (20人以上の団体)
一般	<u>310円</u>	1人につき <u>160円</u>	一般	<u>300円</u>	1人につき <u>150円</u>
高校生 中学生 小学生	<u>160円</u>	1人につき <u>80円</u>	高校生 中学生 小学生	<u>150円</u>	1人につき <u>70円</u>

改 正 案	改 正 前
<p>備考</p> <p>1 上越市立歴史博物館条例（昭和47年上越市条例第23号）第7条第1項に規定する観覧料を同時に納付する場合にあっては、この表個人の欄中「<u>310円</u>」とあるのは「<u>230円</u>」と、「<u>160円</u>」とあるのは「<u>120円</u>」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>備考</p> <p>1 上越市立歴史博物館条例（昭和47年上越市条例第23号）第7条第1項に規定する観覧料を同時に納付する場合にあっては、この表個人の欄中「<u>300円</u>」とあるのは「<u>220円</u>」と、「<u>150円</u>」とあるのは「<u>110円</u>」とする。</p> <p>2 略</p>

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第161号
提 出 課	文化振興課

坂口記念館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の入館料及び使用料を次のように改定する。(別表第1、別表第2関係)

ア 入館料

区 分	改定後		現 行	
	個 人	団体（15人以上の団体）	個 人	団体（15人以上の団体）
一般	310円	1人につき 230円	300円	1人につき 220円
中学生以下	無料	無料	無料	無料

イ 使用料

施設名		使用料（1時間につき）	
		改定後	現 行
楽縫庵の和室	中座敷	170円	140円
	酒の間	170円	140円
	雪椿の間	170円	140円

備考 飲食を伴う利用をする場合の使用料は、イの表により算出される額に利用者1人につき170円を加算した額とする。

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 坂口記念館条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案			改正前		
別表第1 (第9条関係)			別表第1 (第9条関係)		
区分	入館料		区分	入館料	
	個人	団体(15人以上の団体)		個人	団体(15人以上の団体)
一般	<u>310円</u>	<u>1人につき230円</u>	一般	<u>300円</u>	<u>1人につき220円</u>
(略)			(略)		
別表第2 (第9条関係)			別表第2 (第9条関係)		
施設名		使用料(1時間につき)	施設名		使用料(1時間につき)
楽縫庵の和室	中座敷	<u>170円</u>	楽縫庵の和室	中座敷	<u>140円</u>
	酒の間	<u>170円</u>		酒の間	<u>140円</u>
	雪椿の間	<u>170円</u>		雪椿の間	<u>140円</u>
備考			備考		
1及び2 略			1及び2 略		
3 飲食を伴う利用をする場合の使用料は、この表により算出される額に利用者1人につき <u>170円</u> を加算した額とする。			3 飲食を伴う利用をする場合の使用料は、この表により算出される額に利用者1人につき <u>140円</u> を加算した額とする。		

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第162号
提 出 課	文化振興課

小川未明文学館条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
市民ギャラリー	930円	770円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 小川未明文学館条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
施設名	使用料（1時間につき）	施設名	使用料（1時間につき）
市民ギャラリー	<u>930円</u>	市民ギャラリー	<u>770円</u>
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第163号
提 出 課	文化振興課

上越市ミュージゼ雪小町条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料(1時間につき)	
	改定後	現 行
ギャラリーA	580円	480円
ギャラリーB	540円	450円
ギャラリーC	510円	420円
多目的室1	530円	440円
多目的室2	460円	380円
屋内共用スペース	350円	290円

(2) 附属設備の使用料を次のように改定する。(別表関係)

設備名		単位	使用料	
			改定後	現 行
ギャラリー A・B・C	可動式パネル	1室1回につき	250円	240円
ギャラリー C	展示ケース	1時間につき	150円	140円
照明器具		1台1回につき	10円	10円

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市ミュージゼ雪小町条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表（第7条、第11条関係）		別表（第7条、第11条関係）	
(1) 施設使用料		(1) 施設使用料	
施設名	使用料 (1時間につき)	施設名	使用料 (1時間につき)
ギャラリーA	<u>580円</u>	ギャラリーA	<u>480円</u>
ギャラリーB	<u>540円</u>	ギャラリーB	<u>450円</u>
ギャラリーC	<u>510円</u>	ギャラリーC	<u>420円</u>
多目的室1	<u>530円</u>	多目的室1	<u>440円</u>
多目的室2	<u>460円</u>	多目的室2	<u>380円</u>
屋内共用スペース	<u>350円</u>	屋内共用スペース	<u>290円</u>
備考 略		備考 略	
(2) 附属設備使用料		(2) 附属設備使用料	
設備名	単 位	使用料	
ギャラリーA・B・C	可動式 パネル	1室1回につき	<u>250円</u>
ギャラリーC	展示ケ ース	1時間につ き	<u>150円</u>
(略)		(略)	
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第164号
提 出 課	文化振興課

上越市高田まちかど交流館（旧第四銀行高田支店）条例 の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。（別表関係）

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
ホール	390円	320円

(2) 附属設備の使用料を次のように改定する。（別表関係）

設備名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
ポータブルステージ	210円	200円
音響設備	230円	220円

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日

公布の日

4 上越市高田まちかど交流館（旧第四銀行高田支店）条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前																		
別表（第10条関係）	別表（第10条関係）																		
(1) 施設使用料	(1) 施設使用料																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 30%;">使用料 (1時間につき)</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td style="text-align: center;">390円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料 (1時間につき)		ホール	390円		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 30%;">使用料 (1時間につき)</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td style="text-align: center;">320円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料 (1時間につき)		ホール	320円							
施設名	使用料 (1時間につき)																		
ホール	390円																		
施設名	使用料 (1時間につき)																		
ホール	320円																		
備考 略	備考 略																		
(2) 附属設備使用料	(2) 附属設備使用料																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設備名</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 60%;">使用料 (1時間 につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポータブルステージ</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> <tr> <td>音響設備</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td style="text-align: center;">230円</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	単 位	使用料 (1時間 につき)	ポータブルステージ	1式	210円	音響設備	1式	230円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設備名</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 60%;">使用料 (1時間 につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポータブルステージ</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>音響設備</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td style="text-align: center;">220円</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	単 位	使用料 (1時間 につき)	ポータブルステージ	1式	200円	音響設備	1式	220円
設備名	単 位	使用料 (1時間 につき)																	
ポータブルステージ	1式	210円																	
音響設備	1式	230円																	
設備名	単 位	使用料 (1時間 につき)																	
ポータブルステージ	1式	200円																	
音響設備	1式	220円																	
備考 略	備考 略																		

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第238号
提出課	文化振興課

指定管理者の指定について（上越文化会館）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	株式会社NKSコーポレーション
所在地	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号
設立年月日	昭和39年5月26日
設立目的	不動産の管理及び営繕、建築物環境衛生総合管理業、公共施設の管理運営 ほか
団体の事業	①建築物清掃業 ②浄化槽維持管理業 ③映画、演劇、コンサート、講演、講座の主催、その他各種興業、及びチケットの販売 ほか
管理の実績	新潟市北区文化会館、長岡市栃尾文化センター・栃尾市民会館、見附市文化ホール ほか

(2) 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

(3) 指定の理由

公募に応じた1者について、上越市企画政策部指定管理者選定委員会に出席した全ての委員が、指定管理者選定基準に基づいた総合評価で適切であると評価した株式会社NKSコーポレーションを指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>1 管理運営の方針</p> <p>(1)芸術文化を振興し、より多くの市民のより豊かな生活に寄与する。</p> <p>(2)行政の代行者として、公平平等な施設運営を行う。</p> <p>(3)総合ビル管理業のノウハウをいかして、安全安心な施設運営を行う。</p> <p>2 芸術文化事業の基本理念</p> <p>(1)芸術文化に触れる機会を創出し、文化教養の向上を図る。</p> <p>(2)芸術文化の持つ社会包摂の機能をいかし、市民同士の相互理解の促進に寄与する。</p> <p>(3)地域の文化資源を活用し、特色ある地域文化を発信する。</p>
--

2 上越市企画政策部指定管理者選定委員会の審査概要

(1) 選定委員の構成

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	小林 實	元上越市立中学校校長会会長
経営精通者	野本 幸	(株)エム・コミュニケーション代表取締役
財務精通者	村椿 正子	税理士
施設の利用者の代表	甲田 佳子	KOUTA クラシックバレエ教室代表
	中島 一男	NPO 法人上越市民謡協会副理事長
	古海 法雲	上越交響楽団団長
市職員	池田 浩	企画政策部長

(2) 選定委員会の開催

開催日	内容	出席委員
11月1日(金)	書類審査、面接審査、指定管理者候補の選定	6人

※1人欠席

(3) 審査

ア 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- (ア) 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- (イ) 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (ウ) 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

イ 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、書類審査及び面接審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について評価を行った上で、総合的に申請者が指定管理者として、適切か(○)・不適切か(×)について総合評価を実施し、候補者として決定した。

【審査結果】

		A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員
審査項目	適切な管理	○	○	○	○	○	○
	サービスの向上	○	○	○	○	○	○
	管理の安定	○	○	○	○	○	○
	経費の縮減	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○
総合評価		○	○	○	○	○	○

※財務精通者については、書類審査による財務状況のチェックを実施

【委員会の主な意見】

- ・市民参加型の事業や企画が充実している。
- ・アウトリーチ事業を積極的に実施するなど、地域における芸術文化の普及について、強い意欲が感じられる。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	322,136
②R2年度指定管理料(委託料)		49,304
③R3年度指定管理料(委託料)		68,208
④R4年度指定管理料(委託料)		68,208
⑤R5年度指定管理料(委託料)		68,208
⑥R6年度指定管理料(委託料)		68,208
⑦前指定期間の指定管理料		65,900
⑧指定管理料の増減額	①-(⑦×5年)	△7,364

(2) 主な増減理由

- ・令和2年度については、外壁改修工事等に伴い休館することから、指定管理料が減額となった。
- ・令和3年度から令和6年度については、職員体制や事業周知を強化するほか、芸術文化事業の充実を図るため、指定管理料が増額となった。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第134号
提 出 課	文化振興課

上越文化会館外壁改修工事に係る債務負担行為について

1 内 容

上越文化会館の外壁改修工事について、令和2年中の竣工を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの

2 限度額

302,225千円（上越文化会館外壁改修工事）

3 負担年度額（予定）

（単位：千円）

	各年度分
令和元年度	0
令和2年度	302,225
合 計	302,225

（外壁改修工事に伴う休館期間）

休館の開始

令和2年4月1日（水）から

貸館の再開

令和2年11月14日（土）から

※令和2年11月14日（土）から12月13日（日）までは、土・日曜日のみの利用

※12月14日（月）から通常開館